

# 建設工事発注時の留意事項

- 建設業は、技能労働者等の高齢化や若年労働者等の減少により、将来の担い手確保が喫緊の課題となっています。また、令和6年度から時間外労働時間の上限規制が適用されるため、長時間労働の是正等をはじめとする働き方改革等への対応も急務となっています。

これらの課題解決に向け、改正建設業法に著しく短い工期の禁止などの規定を追加するとともに、建退共の掛金充当の徹底など、国土交通省と業界団体等が一体となって様々な取組を進めていますが、取組を確実なものにするためには、

発注者の皆様の理解と協力が不可欠です。本資料は、発注者に適用される規定、業界団体から要望があった内容等をまとめたものです。

**建設工事を発注される際には、ご協力等をお願いいたします。**

	建設業の状況	建設業	全産業等
建設業就業者	ピーク時から 27.2%減少	H9 685万人→ R1 499万人	
55歳以上の割合	全産業より 4.8%高い	35.3%	30.5%
29歳以下の割合	全産業より 5.0%低い	11.6%	16.6%
年間実労働時間	調査産業計より 352時間長い	2018時間	1666時間
休日の状況（技術者）	4週8休 9.5%	5.07日（4週）	-

## ① 著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止！

改正建設業法が令和2年10月1日に施行され、技能労働者の長時間労働等を是正するため、通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止（変更契約にも適用）されました。

この規定は、民間も含む、発注者にも適用され、違反をした場合は「勧告」、従わない場合は「公表」されます。

**工期の設定**にあたっては、**工期に関する基準（令和2年7月 中央建設業審議会 勧告）を踏まえ、建設業者（元請）との適切な協議を通じて、適正な工期の確保をお願いいたします。**

なお、同法の改正に伴い、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」が改訂（令和2年9月）され、建設業法上違反となるおそれがある行為事例を示していますので**ご確認をお願いいたします。**

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (令和元年法律第三十号)

(令和元年6月5日成立、6月12日公布)

## 背景・必要性

### 1. 建設業の働き方改革の促進

○ 長時間労働が常態化する中、その是正等が急務。

※ 働き方改革関連法(2018年6月29日成立)による改正労働基準法に基づき、建設業では、2024年度から時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用開始。

#### <時間外労働の上限規制>

- ✓ 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ✓ 特別条項でも上回る事の出来ないもの:
  - ・年720時間(月平均60時間)
  - ・2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
  - ・単月100時間未満
  - ・月45時間を上回る月は年6回を上限

### 2. 建設現場の生産性の向上

○ 現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務。

#### <年齢構成別の技能者数>



### 3. 持続可能な事業環境の確保

○ 地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、今後も「守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要。

## 法律の概要

### 1. 建設業の働き方改革の促進

#### (1) 長時間労働の是正(工期の適正化等)

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。 また、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。
- 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

#### (2) 現場の処遇改善

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

### 3. 持続可能な事業環境の確保

- 経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化(※)。

※ 建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする。

- 合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

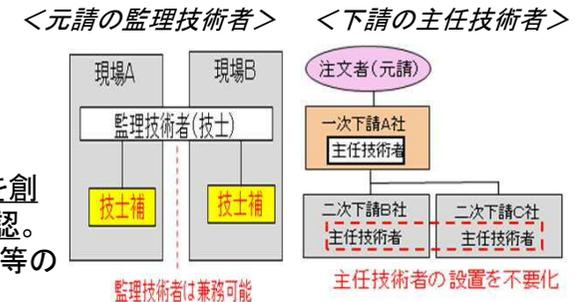
### 2. 建設現場の生産性の向上

#### (1) 限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- 工事現場の技術者に関する規制を合理化。
  - (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
  - (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。

#### (2) 建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備

- 建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。



# 1. 工期の適正化

(建設業法第19条、第19条の5・6、第20条、第20条の2、第21条、第34条、入契法第11条)

## ◆中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

- 2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

### 注文者

実施を勧告

### 建設業者

#### ◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い**工期による請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

#### ◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

#### ◆**工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り**

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

#### ◆**工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十六 (略)

# 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの概要(H23. 8策定、最終改訂R2. 9)

## I. 背景・目的

- 建設業法においては、契約適正化のために契約当事者が遵守すべき最低限の義務等を定めているが、これらの規定の趣旨が十分に認識されていない場合等においては、法令遵守が徹底されず、建設業の健全な発展と建設工事の適正な施工を妨げるおそれ。
- これまでも、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定など元請下請間の契約適正化を推進してきたが、発注者と受注者間の契約においても、不適正な取引実態が存在しており、元下間の不適正な取引を生む一因との指摘。
- 発注者・受注者間における請負契約の適正化を図ることは、元請下請間の契約を含め建設業における契約全体の適正化を推進し、建設工事の適正な施工の確保を通じて、発注者等の利益にもつながるもの。
- このため、公共工事、民間工事にかかわらず、発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図ることを目的として「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。

## II. ガイドラインの概要

発注者と受注者との請負契約について、法令遵守が必要な以下の項目ごとに、「建設業法上違反となる行為事例」、「建設業法上違反となるおそれのある行為事例」等を具体的に明示した。また、あわせて法令の規定の趣旨、留意すべき事項、とるべき望ましい行為などについての解説を加えたほか、関係法令についても解説。

1. 見積条件の提示 (建設業法第20条第3項、**第20条の2**)
2. 書面による契約締結
  - 2-1. 当初契約 (建設業法**第19条第1項**、第19条の3)
  - 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約  
(建設業法第19条第2項、第19条の3)
  - 2-3. 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. **著しく短い工期の禁止** (建設業法**第19条の5**)
4. 不当に低い発注金額 (建設業法第19条の3)
5. 指値発注 (建設業法第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)

6. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4)
7. やり直し工事 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
8. 支払 (**※建設業法第24条の3第2項**、第24条の6)
- 9-1. 独占禁止法との関係  
(「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」と建設業法との関係)
- 9-2. 社会保険・労働保険(法定福利費)  
(社会保険料等の法定福利費を適正に考慮した積算及び契約)

## III. 周知先

- ①公共発注者(各府省庁、独法等、地方公共団体、電力・ガス会社 等)
- ②主要民間団体(経団連、商工会議所、小売業関係団体、不動産業関係団体 等)
- ③建設業者団体、④地方整備局、都道府県の建設業許可部局